

【介護保険指定事業者番号 0170203103】

指定特定施設入居者生活介護事業

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業

# ケアハウス ポプラ東苗穂

## 重要事項説明書

当施設は入居者に対して特定施設入居者生活介護（予防）サービスを提供いたします。施設の概要や提供いたしますサービスの内容と契約上でご注意いただきたいことをご説明いたします。

当施設への入居は、原則として介護認定の結果「要支援」、「要介護」と認定された方が対象となります。

社会福祉法人シルバニア

# ケアハウスポプラ東苗穂重要事項説明書

## 目 次

1. 施設経営法人	1
2. 入居施設	1
3. 併設されている事業	1
4. 事業の目的と運営方針	1
5. 施設の概要	2
6. 居室、設備状況	2
7. 職員の配置状況	2
8. 提供する主なサービスの概要	3
9. 協力医療機関	3
10. 入居者の入居資格	3
11. 入居者の希望により提供するサービス	4
12. 年間行事とボランティア活動	4
13. 利用料等入居者が負担する費用と支払いについて	4
14. ポプラ東苗穂での生活ルール（施設利用にあたっての留意事項）	5
15. 契約書、同意書、重要事項説明書について	7
16. 非常災害時の対応	7
17. 緊急時（事故発生時）の対応	8
18. 個人情報の取扱い	8
19. 身体拘束の廃止	8
20. 退居（契約解除）について	8
21. 退居時の支援	9
22. 入居者の退居時における所持品の取引	9
23. 苦情、相談の受付について	9

※ 別表 1・・・利用料金等一覧表・利用料等の説明

別表 2・・・個人の希望等によるサービス利用料金一覧表

別表 3・・・相談・苦情 申し出受付窓口設置のご案内

## 一特定施設入居者生活介護(介護予防)サービス一

特定施設入居者生活介護（予防）サービスの提供開始にあたり、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」省令に基づいて説明する事項は次のとおりです。

### 1. 施設経営法人

(1)法人名	社会福祉法人 シルバニア
(2)法人所在地	札幌市東区東苗穂1089番1
(3)電話番号	(011)789-3001
(4)代表者名	理事長 山田 晋子
(5)設立年月日	平成10年11月19日
(6)開設年月日	平成12年2月16日

### 2. 入居施設

(1)施設の種類	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
(2)施設の名称	ケアハウス ポプラ東苗穂
(3)施設の所在地	札幌市東区東苗穂町1089番1
(4)電話番号	(011)789-3030
(5)施設長名	施設長 中嶋 絵美
(6)開設年月日	平成18年9月1日
(7)入居定員	50人(特定)

### 3. 併設されている事業

事業の種類	事業者指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
特別養護老人ホーム ウィズ東苗穂	平成12年4月1日	0170200349	60名
老人短期入所事業 ウィズ東苗穂	平成12年4月1日	0170200349	10名
老人デイサービス事業 ウィズ東苗穂(共生型)	平成12年4月1日	0170200349	45名
居宅介護支援センター ウィズ東苗穂	平成12年5月1日	0170200547	
障がい者支援施設 ウィズ東苗穂	平成18年10月1日	0110200334	20名
(短期入所)	平成18年10月1日	0110200334	4名
(生活介護)	平成18年10月1日	0110200334	休止中
札幌市東区介護予防センター東苗穂	平成18年4月1日		

### 4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援又は要介護状態にある入居者に対し、少しでも自立した生活を送れるよう適正な介護サービスを提供し、生活全般をサポートします。
運営方針	入居者の意志及び人格を尊重し、常にその人の立場に立って一人ひとりの笑顔のある暮らしを大切にするよう努めます。

## 5. 施設の概要

敷地	8016 m <sup>2</sup>	
建物	構造	鉄筋コンクリート
	延床面積	8718.040 m <sup>2</sup>
	利用定員	特定～50人

## 6. 居室、設備状況

設備の種類	室数	備考
個室(一人部屋)	40室(2階・3階)	8.9畳(一部屋あたり)
個室(一人部屋)	10室(4階)	8.4畳(一部屋あたり)
共同生活室1	2室	4.8畳(食堂含む)
共同生活室2	2室	5.2畳(食堂含む)
談話コーナー	2室	1.0畳
喫煙室	2室	1.6畳
洗濯室	2室	5.5畳
機能訓練室	1室	2.0畳
浴室	5室	大浴室1室 小浴室4室
便所	16ヶ所	居室横、その他
洗面所	44ヶ所	居室、共同生活室に含む
一時介護室	1室	4.2畳

◎ 居室の変更：入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には入居者やご家族等と協議の上、決定するものとしてします。

## 7. 職員の配置状況

従業者の職種	従事者の員数等	指定基準
管理者	1名(常勤)	1名
生活相談員	1名(常勤)	1名
計画作成担当者	1名(常勤)	1名
機能訓練指導員	1名(常勤)	1名
看護職員	2名(常勤)	2名
介護職員	14名(常勤)	13名
管理栄養士	1名(常勤)	1名

## 8. 提供する主なサービスの概要

種 類	内 容
排 泄 介 助	入居者の身体状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立にむけた援助を行います。
入 浴 介 助	入浴時に見守りや心身状況に応じて安全でくつろげる健康的な入浴の提供に努めます。
清 掃 ・ 洗 濯	入居者の心身の状況により、居室の清掃や洗濯の介助を行います。
着 替 え 等 の 介 助	規則正しい生活が送れるよう、毎朝夕の着替えや季節の変わり目の衣替えを支援します。
シ ー ツ 交 換 の 介 助	居住環境の衛生に配慮して、月 1 回は実施するよう支援します。
健 康 管 理	看護職員が日常の健康管理や服薬管理を行っています。緊急時には主治医等の医療機関と連携を図ります。夜間の看護体制も敷いています。
食 事	管理栄養士が作成する献立表にて、入居者の身体の状況や嗜好に配慮して食事を提供します。
機 能 訓 練	入居者の身体状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその低下を防止するため、機能訓練を行っています。
整 容	個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

## 9. 協力医療機関

病 院 名	診療科目	住 所	電 話
丘珠明陽医院	内科	札幌市東区北丘珠 3 条 1 丁目 21-20	(011)781-1145
東苗穂病院	内科	札幌市東区東苗穂 3 条 1 丁目 2-18	(011)784-1121
東苗穂にじいろ歯科クリニック	歯科	札幌市東区東苗穂 3 条 1 丁目 2-90	(011)780-5514

## 10. 入居者の資格

施設を利用できる方は、次の (1) から (5) のすべてに該当する方に限ります。

- (1) 年齢が 60 歳以上である方。
- (2) 一人暮らしの方、もしくは家庭環境、住宅環境により家族と同居することが困難である方。
- (3) 伝染病疾患がなく、かつ問題行動を伴わない方で自炊ができない程度の身体機能の低下が認められるが日常生活において身の回りのことが自分ででき共同生活が可能である方。
- (4) 生活費に充てることのできる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能である方。
- (5) 身元引受人が得られる方。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は要しない。

## 11. 入居者の希望により提供する主なサービス(費用は個人負担となります)

種類	内容
外出介助	単独外出が難しい場合には、状況に応じて外出介助をいたします。
外出代行	買い物、行政関連の手続きの代行をいたします。
食事提供	嗜好品や外来者の食事を提供します。
居室の清掃	希望に応じて居室の清掃をします。
入浴介助	希望に応じて入浴の介助をします。
レクリエーション等	参加は自由です。
理・美容	外部から専門の業者が来ます。
金銭の管理	自分で管理できない場合お預かりして管理します。

## 12. 年間行事とボランティア活動

月	行事名	ボランティア活動
4	握り寿司	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽療法～第1、第3火曜日</li> <li>・手芸クラブ～不定期</li> <li>・ボランティア犬訪問～不定期</li> <li>・書道～第1水曜日、第3水曜日</li> <li>・生花～第4月曜日</li> <li>・喫茶～月1回</li> </ul>
5	お花見	
6	野球観戦	
7	夏祭り	
8	花火大会・きらく会ゲーム大会	
9	敬老会	
10	紅葉狩り	
11	文化祭	
12	クリスマス会	
1	新春お楽しみ会	
2	節分(豆まき)雪灯り居酒屋	
3	ひな祭り・きらく会演芸交流会	

## 13. 利用料等入居者が負担する費用と支払いについて

### ア、介護保険制度の利用料(別表1)

施設サービスの提供による利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額となります。

### イ、厚生労働省令第107号による基本利用料(別表1)

- ・サービスに要する費用(事務費)
- ・生活費(食材費、光熱水費、維持管理費)
- ・居住に要する費用(管理費)

### ウ、施設利用料(別表2)

入居者の方の希望により提供するサービスに係わる利用料です。

### エ、居室で使用した電気料、水道料、電話代

◎利用料金は1ヵ月毎に計算して請求書を送付いたしますので毎月27日までには、口座引き落とししか施設の窓口でお支払いください。1ヵ月に満たない期間の支払い料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。(介護保険制度の利用料)

## 14. ポプラ東苗穂での生活ルール(施設の利用にあたっての留意事項)

ケアハウスポプラ東苗穂では、皆様に健やかな時間を共有していただき、健康で快適な日常生活を送れるような「住まい」でありたいと願っております。

一人ひとりの自立した生活を尊重しながら、お互いに思いやりの心で助け合い、仲良く楽しい日々を過ごして頂きたいと思っております。

### <食事>

	2階・3階	4階
朝食	8時～9時30分	7時45分～9時15分
昼食	12時～13時30分	11時30分～13時
夕食	18時～19時30分	17時45分～19時15分

### <入浴>

\*1階大浴場 曜日で、男性・女性の入浴日が決められております。

	2階・3階	4階
介助浴	13時半～17時	13時半～17時
自由浴	無し	17時～20時

\*ユニット内浴室

2階・3階ユニットの皆様は、1階大浴場をご利用ください。

4階ユニットの皆様は、10時から21時の間で、職員に声をかけ、お互いに譲り合ってご利用下さい。職員が不在の際は、皆様のご協力をお願いします。

### <清掃>

- ・居室内はきれいに使いましょう。
- ・居室の清掃は、ご自分で行っていただきますが、できない時は声をかけてください。
- ・退去時には、業者による清掃と補修等がある場合には費用は実費負担となります。

### <洗濯>

- ・各階に洗濯室があります。
- ・洗濯機の使用には下記の料金がかかります。  
洗濯のみ 毎月 500円
- ・皆様で使用しますので、清掃などのご協力をお願いします。
- ・洗濯は、基本ご自分で行って頂きますが、できない時は声をかけてください。

### <節電・節水>

- ・日中のリビング等での節電にご協力下さい。
- ・見ないテレビの電源は切りましょう。
- ・洗濯室や浴室などの不要な電気は消しましょう。
- ・水の流しっぱなしは止めましょう。
- ・適温の暖房にご協力下さい。

## <外出・外泊>

- ・ 外出や外泊時は職員に声をかけてください。外出届を書いています。
- ・ 食事が不要の場合、早めに届け出てください。（原則3日前まで）  
欠食の場合の食事料金については、1日単位での減額となります。

## <門限>

- ・ 面会時間は午前8時から午後8時までです。
- ・ 正面玄関は、午後10時から翌朝7時まで施錠されています。
- ・ 門限は設けませんが、他の入居者様の迷惑にならないようにお願いします。

## <電話>

- ・ 個人で電話を設置できます。個人契約となります。

## <防災>

- ・ 原則として施設内の喫煙は禁止いたします。やむを得ない喫煙は喫煙室でお願いします。
- ・ 居室での喫煙・電気コンロや電気ストーブなどの使用は禁止します。
- ・ 居室内で、アイロンなどを使用した場合、消し忘れにご注意願います。
- ・ 居室内でのロウソクや線香の使用を禁止しています。
- ・ 決められた場所以外での火気の取り扱いは行わないで下さい。
- ・ 災害発生時は、エレベーターが使用できません。職員の指示に従って行動して下さい。
- ・ 居室のカーテンやのれん、じゅうたん等は防災仕様のものを使用してください。

## <防犯>

- ・ 多額の現金は所持しないようにしてください。
- ・ 金品や貴重品は各自で責任を持って保管してください。
- ※金品や貴重品の紛失は施設としての責任は負いかねます。
- ・ 居室を空ける時は、必ず施錠するようにしてください。

## <健康管理>

- ・ 日ごろから自分の健康に注意し、体力づくりを心がけてください。
- ・ 体調が悪いときは、早めに職員に申し出てください。
- ・ 病院受診に必要な、健康保険証・医療受給者証などは、わかりやすく保管しておいてください。
- ・ 看護師により健康についてお話を伺うことがありますのでご協力をお願いします。

## <日常生活>

- ・ 外部の方で宿泊を希望される方は職員に申し出下さい。
- ・ 宿泊はそれぞれの居室でお願いします。
- ・ 食事を希望される方は早めに申し込み下さい。
- ・ 来客の方々には、各ユニットに設置している来訪者カードの記入をお願いします。

## <利用料納入>

- ・ 毎月27日に自動引き落としがされます。金額の確認をお願いします。
- ・ 現金払いの方は、毎月27日までに事務所までご持参下さい。

## <施設利用にあたっての留意事項>

- ・ご意見箱を1階カウンターに設置していますのでご利用下さい。
- ・電話ボックスは1階に設置しています。
- ・入居時の申請事項等に変更があった場合、早めにご連絡下さい。
- ・金銭の貸し借りは絶対に行わないで下さい。（金銭管理は1ヵ月1,000円かかります。）
- ・相談事や心配事などがあるときは、気軽に声をかけてください。
- ・ごみの分別にご協力下さい。
- ・ゴミ捨て場所については、決まりを守って出してください。
- ・施設の設備や備品を大切に使用してください。
- ・生物の持ち込みについては感染予防の観点から原則として禁止します。  
どうしても持ち込む場合は自分だけで処理してください。
- ・来訪者の方は、時間や行動など他者に迷惑をかけないように配慮してください。
- ・騒音等、他の方々の迷惑になる行為はご遠慮していただきます。
- ・むやみに他の方の居室に立ち入らないようにしていただきます。
- ・所持品や現金等の管理は、ご自身で行っていただきます。
- ・施設内での宗教活動や政治活動は禁じます。
- ・施設内でのペットの飼育はお断りします。
- ・入居されている方々同士での金銭の貸借は禁じます。

## 15. 契約書、同意書、重要事項説明書について

- ・入居時に生活相談員から、入居時に関する説明を受けた後、施設と入居者と双方で誤解等が生じないよう契約書を取り交わします。
- ・同意書に署名、捺印をいただきます。
  - 1, 重要事項の説明に対する同意
  - 2, サービス内容及び利用料金に対する同意
  - 3, サービス内容及び利用料金の変更に対する同意
  - 4, 個人情報の使用に係わる同意

## 16. 非常災害時の対応

非常時の対応	「ケアハウスポプラ東苗穂自衛消防計画」に基づいた対応をいたします（緊急連絡網の作成）	
平常時の訓練等	消防計画に沿って年2回夜間及び昼間の災害を想定して避難訓練を特別養護老人ホームウィズ東苗穂と合同で実施しています。	
防災設備	設備名称	設備名称
	スプリンクラー	非常通報装置
	避難階段	漏電火災報知機
	自動火災報知器	非常用電源
	誘導灯	消火器
	防火扉、シャッター	
	カーテン・じゅうたん等は防火性のあるものを使用しています。	
防火管理者	1名	

## 17. 緊急時(事故発生時)の対応

- ・サービスの提供中に入居者の容態に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医、又は協力病院に連絡する等必要な処理を講じます。同時に家族の方にも連絡して状況の説明をいたします。
- ・事故の状況や対応した処置については記録し保存します。  
生じた事故は、その原因を解明し再発防止に努めます。

## 18. 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関しては、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。その考えを基に「個人情報保護に関する法律」を遵守して「社会福祉法人シルバニア個人情報保護管理要綱」を作成し、入居者の方々の権利、利益を保護することに努めます。入居時には個人情報の取扱いについて同意書に署名、捺印をいただきますのでご協力下さい。又従業者には業務上知り得た入居者（契約者）又はその家族等の秘密を漏らしてはならないことを徹底して研修しております。

## 19. 身体拘束の廃止

- ・サービスの提供にあたって、入居者の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。
- ・緊急やむを得ない場合は、本人又は家族等に説明し、同意を得ます。実施後は関係職員等で定期的に会議等を開催し、可能な限り早期に拘束解除に努めます。

## 20. 退去(契約解除)について

事業者は入居者が以下の各号に該当した場合は契約を解除することができます。

- 1, 入居者が死亡した場合
- 2, 要介護認定により介護を必要しない（自立）と判定された場合
- 3, 他の施設へ入居した場合
- 4, 事業者が破産等によりやむを得ない理由により特定施設を閉鎖した場合
- 5, 天災等により特定施設が毀損によりサービス提供が不可能になった場合
- 6, 特定施設として介護保険の指定を取り消されたり、指定を辞退した場合
- 7, 入居者が、契約締結時にその心身状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 8, サービス利用料金の支払いが遅延し、1 ヶ月以上の期間を定めた催告にもかかわらず、その滞納額が 3 ヶ月以上分に達し、事業者の指定する期間内に滞納額の全額が支払われない場合
- 9, 入居者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しく常識を逸脱する行為その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 10, 入居者が、施設長の許可を得ず、建物や設備等の造作・模様替え等を行い現状回復をしない場合
- 11, 入居者が病院等に入院した場合、概ね 2 ヶ月以内に退院すれば退院後も再び事業所に

入居できるものとします。2ヵ月以上長びく事が事前に判明した場合は、入居者及び家族等、関係者と協議し、契約を解除としますが、他施設の紹介等支援いたします。

12、日常生活の起居動作に著しく介助を必要とし、施設での生活が極めて困難と認められる場合

13、共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかける状態になった場合

## 21. 退去時の支援

- ・入居者の方が退去する場合には、ご希望により心身の状況、環境等を勘案して、円滑に退去できるように支援いたします。お気軽に申し出ください。
- ・適切な病院や介護老人福祉施設等へ紹介する等支援します。
- ・居宅介護支援事業者への紹介もします。
- ・その他保険医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介も支援します。

## 22. 入居者の退去時における所持品の引取

- ・入居者が契約を終了して退去する場合、10日以内に所持品を身元保証人の方に速やかに引取っていただきます。
  - ・引取にかかる費用は、入居者又は身元保証人にご負担いただきます。
  - ・原則として所持品がある間は退去されても基本利用料金は支払っていただきます。
  - ・退去時に必ず鍵の返却をお願いします。
- ※鍵の紛失時は利用者様の実費負担で新しいものを作成していただきます。

## 23. 身元保証人

- ・事業者は、入居者に対し身元保証人を求めることがあります。但し、身元保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- ・身元保証人は次の各号の責任を負います。
  1. 入居者が疾病等により医療機関等に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
  2. 契約終了の場合、事業者と連携して入居者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
  3. 入居者が死亡した場合の遺体及び遺留品引き受けその他必要な措置を取ること。
  4. 入居者に対し継続して金銭的支援が可能であること。

## 24. 連帯保証人

- ・連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の責務について極度額 100 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。
- ・その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた責務についてご負担いただく場合があります。
- ・連帯保証人からの請求があった場合には、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての責務の額等に関する情報を提供します。

## 25. 苦情の受付について

当施設では、以下の方法で苦情やご相談を受け付ける専用窓口を設けています。(別表 3)

ご利用方法 ①電話 011-789-3030

②面接 随時

③ご意見箱

窓口担当者 早坂 珠 (生活相談員)

受付時間 平日 9:00~17:00

対応手順については別紙参照

行政窓口 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 (011-211-2972)

札幌市東区役所保険福祉課 (011-741-2400)

北海道社会福祉協議会運営適正化委員会 (011-204-6310)

国民健康保険団体連合会 (011-231-5161)

第3者委員 佐藤 健一 氏 (社会福祉法人シルバニア評議員)

連絡先 011-854-8994

田中 誠美 氏 (社会福祉法人シルバニア監事)

連絡先 090-3778-3069

年 月 日

特定施設入居者生活介護（予防）サービスの提供の開始にあたり、本書面にて重要事項の説明をいたしました。

ケアハウス ポプラ東苗穂

説明者 職 名 生活相談員  
氏 名 早坂 珠 ⑩

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、社会福祉法人シルバニアが運営するケアハウスポプラ東苗穂の特定施設入居者生活介護（予防）サービスの提供を開始することに同意します。

入 居 者

(契約者) 住所.....

氏名.....⑩

身元保証人

住所..... TEL (.....)

氏名.....⑩

入居者との続柄.....

連帯保証人

住所..... TEL (.....)

氏名.....⑩

入居者との続柄.....